

社会福祉法人十仁会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十仁会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等が、理事会、評議員会及び監事監査会（以下、「役員会等」という）に出席したとき、別表1により報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

2 役員会等が同一日に開催された場合は、それぞれに参加しても1回とみなす。

(出張旅費)

第3条 役員等が出張等のため旅行する場合は、別途定める役員等旅費規程により旅費を支給する。

(公 表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. 平成14年4月10日施行、平成17年4月1日最終改定の「社会福祉法人十仁会役員給与規程」は、平成29年3月31日に廃止する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和2年7月1日から施行する。
4. この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表 1

内 容	日 額
理事会出席報酬	9,000円
評議員会出席報酬	9,000円
監事監査会出席報酬	9,000円

1. 上記報酬は、所得税等法令に定められた額を控除した額である。
2. 会議出席にかかる旅費は別途支給する。